

答 申 書

答申第 2 号
平成 31 年 1 月 28 日

三条市長 國 定 勇 人 様

三条市情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己

平成 30 年 9 月 10 日付け三財第 810 号による諮問について、次のとおり答申
します。

記

別紙のとおり

答 申

1 審査会の結論

●●●●（以下「審査請求人」という。）が平成30年8月2日付けで三条市長（以下「実施機関」という。）に請求した三条市情報公開条例（平成17年三条市条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定による情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対して、実施機関が条例第12条第1項の規定により非公開とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 事実関係（答申に至る経緯）

- (1) 審査請求人は、平成30年8月2日付けで、実施機関に対し、条例第7条の規定により、同年7月7日に実施されたふれあいトークに係る資料において提示された財政調整基金残高の年度額推移に関するシミュレーション（以下「基金残高シミュレーション」という。）の根拠となる情報の公開を求める本件情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件情報公開請求の対象となる公文書を「財政シミュレーションの作成時に作成した建設事業に係る事業費、財源内訳等の積算資料」（以下「本件公文書」という。）と特定し、平成30年8月21日付けで、審査請求人に対し、本件情報公開請求について、本件公文書を非公開とする本件処分を行うこととし、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成30年8月22日付けで、実施機関に対し、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成30年9月10日付けで、条例第16条第1項の規定により当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会における審査の経過は、次のとおりである。

平成30年10月5日	諮問書の受理
	実施機関の弁明書の受理
	審査会開催（第1回）
	口頭意見陳述（実施機関）の実施、調査審議
平成30年11月13日	審査会開催（第2回）
	口頭意見陳述（審査請求人）の実施、調査審議
平成31年1月28日	審査会開催（第3回）
	答申

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件情報公開請求に対し、実施機関が平成30年8月21日付け三財第704号の2により行った本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求めるものである。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 憲法により知る権利が保障されており、市民の民主的な政治参画を確保するため、自由に行政情報を得られるべきである。
- (2) 実施機関は、基金残高シミュレーションの根拠について市民に説明する責任がある。
- (3) 本件公文書を非公開とするならば、ふれあいトークにおいて基金残高シミュレーションを提示すべきではない。

5 実施機関の主張要旨

本件公文書は、平成30年度当初予算を編成するに当たって、実施が決定されている事業に係る事業費等に加え、内容等について検討段階にある事業に係る事業費及びその財政負担等を複数例想定するなど、最終的な意思決定がなされていない事業費等を想定した上で、多数の財政見通しを立てたものであり、実施内容が決定していない事業に係る事業費等の情報が公になることにより、市民に誤解を与え、又は無用の混乱を招くと認められるとともに、外部からの不当な圧力や干渉を受けて、実施内容や事業費等に係る中立的な意思決定に支障が生ずるおそれがあることから、条例第8条第6号に規定する情報に該当する。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の解釈運用に当たっては、情報公開制度の目的を規定した条例第1条の趣旨を踏まえ、市民の知る権利として公文書の公開を請求する権利を保障する見地からこれを行わなければならないものであり、当審査会もこの市民の権利を十分尊重して条例を解釈し、判断しなければならない。

条例では、全ての公文書の公開を基本原則としているが、公文書の中には、法令等の規定により公開できないもの、個人や法人等の権利を侵害するものや行政の公正かつ円滑な執行を妨げることとなるものなど、公開することが適切ではないものがあり、それらを公開の例外となる情報（以下「非公開情報」という。）として、限定列挙している。

当審査会としては、本件情報公開請求に対して非公開とされた公文書が、

実施機関がその判断の根拠とした条例第8条第6号に規定する非公開情報に該当するか否かについて、その文理及び趣旨に従って判断することとする。

(2) 条例第8条第6号（意思形成過程情報）の該当性について

条例第8条第6号の規定は、市又は国等の事務事業に係る意思形成が公正かつ円滑に行われることを確保する観点から定められたものである。市又は国等の事務事業の中には、審議、協議、検討、調査、研究等を繰り返しながら最終的な意思決定がされるものがあり、このような意思決定に至る過程において実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、市民に誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれがあるもの、市内部における自由な意見及び情報の交換が阻害されるものなどがあることから、公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められる情報（以下「意思形成過程情報」という。）は、非公開とすることを定めている。

本件公文書は、平成30年度当初予算を編成するに当たって、実施が決定されている事業に係る事業費等に加え、内容等について検討段階にある事業に係る事業費等も想定し、財政の見通しを立てるために作成されたものである。よって、本件公文書には、実施を決定していない事業の名称、実施時期、財源等が記載されており、未確定の情報が多く含まれている。

本件公文書が公開された場合には、そこに記載されている事業について、実施を前提として実施機関が検討しているとの誤解を市民、当該事業に関連する企業等（以下「市民等」という。）に与える可能性を否定できない。また、実施時期、財源等が未確定であるにもかかわらず、それらの情報から事業の実施を期待し、又は懸念した市民等が、実施機関に対して、当該事業をするように、又はしないように働きかけることも想定され、事業の実施又は不実施を決定するに当たっての中立的な意思形成に支障が生ずるおそれがある。

これらのことから、本件公文書は、意思形成過程情報に該当するものと言える。

(3) 審査請求人の主張について

ア 4の(1)について

審査請求人は、憲法により知る権利が保障されており、市民の民主的な政治参画を確保するため、自由に行政情報を得られるべきであると主張している。しかし、前述したとおり、条例は実施機関が保有する公文書に対し市民がその公開を請求する権利を具体的に保障しており、個人や法人等の権利を侵害するものなどについては公開の例外として限定的に定めているにとどまることから、これらの例外に該当するものを非公開と

することは、知る権利の趣旨に反するものとは言えない。

イ 4の(2)について

審査請求人は、実施機関は基金残高シミュレーションの根拠について市民に説明する責任があると主張しているが、基金残高シミュレーションの作成に当たり根拠として用いられた個々の事業に係る具体的な金額等を含む本件公文書の公開の可否については、あくまで意思形成過程情報の該当性により判断されるものである。

ウ 4の(3)について

審査請求人は、本件公文書を非公開とするならば、ふれあいトークにおいて基金残高シミュレーションを提示すべきではないと主張している。しかし、ふれあいトークで提示された市の財政に関するシミュレーションは、個々の事業費等の積み上げにより得られた数値のうち、財政調整基金残高及び実質公債費比率に限ってその推移の傾向をグラフ化することで大枠として認識してもらうために示したものであるのに対し、本件公文書は基金残高シミュレーションの根拠となった個々の事業に係る具体的な金額等が記載されているものである。

このことから、両公文書は、一方が公開（非公開）とされたことをもって、他方の公文書も当然に公開（非公開）と判断される関係にあるとは言えない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり、本件公文書を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

澤田克己、外山迪子、長谷川大、平山勝也、吉田敏由紀